

令和4年度未来技術社会実装事業募集要領

1. 趣旨

未来技術社会実装事業は、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指す事業で、地方創生の観点から、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた提案について、実装に向けた国の支援事業間の総合調整等を行う現地支援責任者を明確にし、関係省庁、地方公共団体、関係民間事業者等で構成する現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援を実施している。（支援期間は概ね3年間とする。）

なお、本事業による財政面の措置はなく、地方創生推進交付金等の各種交付金、補助金等と協調した支援（各種交付金・補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等）を行う。

令和4年度のスマートシティ関連事業では、令和元年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術／アーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果である、スマートシティの標準的な設計思想「共通リファレンスアーキテクチャ」を参照するとともに、スマートシティタスクフォースでの合意のもと、令和3年度に引き続き、「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」を設置して、提案の公募・採択・実施について、関係府省一体で取り組むこととしている。

2. 募集する提案の対象

次の（1）～（4）に該当する事業を対象とする。

（1）未来技術を活用し、地域課題を解決する（地方創生に寄与する）事業であること。

（2）次の①又は②の技術の実装に関する事業であること。

① 以下のいずれかに当てはまる未来技術

- (1) AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ
- (2) 自動運転
- (3) ロボット（ドローン含む）、VR/AR
- (4) キャッシュレス・ブロックチェーン

② 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等の研究開発成果を活用する技術

（3）今後3年間（令和6年度まで）で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間（令和8年度まで）で本格実装される（事業化され自走する）事業であること。

（4）省庁横断的な支援を必要とする事業であること。

3. 提案者

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

4. 提案書類

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおり。

別紙3－1 「令和4年度スマートシティ関連事業応募様式」の「共通」（P1～P12）と「内閣府（地創）」（P13～P18）

※以下について記載は任意です。（提案事業と関係がない場合は記載不要です。）

P8「スマートシティサービス・アセット」、P9「都市OS」、P10「その他」、P12「12. スマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシート」

※参考資料（必要に応じて添付）は一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するのか明らかにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

5. 提案内容の評価

評価の観点は以下のとおり。

（1）「2. 募集する提案の対象」（1）～（4）の要件を満たしていること。

（2）「事業により期待される効果」や「未来技術の社会実装に関するこれまでの事業内容」などの提案内容について、具体的に記載され、地方創生への寄与に効果が見込まれること。

※合同審査における評価ポイントは別紙2「令和4年度スマートシティ関連事業の公募について」を参照すること。

6. 留意事項

提案に係る事務局への相談については、透明性の確保の観点から、提案書類の提出以降は受け付けない（提案書類の提出前においては、事務局及び関係省庁等への相談は差し支えない）。

提案にあたり、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。未来技術社会実装事業の公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び

担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。

7. 提案書類の提出方法、募集期間等

(提出方法)

提案書類（応募様式及び参考資料）は、電子メールで提出すること。

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については、事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

令和4年4月5日（火）～令和4年5月16日（月）午前12時まで
※締切後の提出は一切認めない。

(提出先)

① 合同審査会の事務局（PwCコンサルティング合同会社）

E-mail : jp_cao_scjr2206_atmark_pwc.com

② 内閣府地方創生推進事務局 未来技術実装担当

(提出先案内DL)

→[https://www.pwc.com/jp/ja/assets/R4_Sma
rtCity_FutureTechnology.docx](https://www.pwc.com/jp/ja/assets/R4_SmartCity_FutureTechnology.docx)

※①②の双方に同時提出すること。

※メール送信の際は、「_atmark_」を「@」へ置き換えて送信すること。

8. 提案後の流れ

提案後の流れは以下を予定している。

令和4年5月16日（月）12時 提案募集締切

※必要に応じヒアリングを実施（原則オンライン）

合同審査会を経て事業の選定

順次 地域実装協議会を組織・開催

9. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局 未来技術実装担当

電話 : 03-6206-6175